

- 1 「土づくりを適切に実施するか」とは
 - ・「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に定められた土づくり技術の導入をすること。（堆肥等有機質資材施用技術、緑肥作物利用技術）
- 2 「有害動植物の防除を適切にするか」とは
 - ・耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法により、有害動植物の防除をすること。
 - （1）耕種的防除
 - ・適地適作の作物や品種の選定、健全種苗の利用、耕起・中耕、被覆植物の利用等
 - （2）物理的防除
 - ・種子の比重選、光線の遮断、誘蛾灯・防蛾灯の利用、防虫用ネット、粘着トラップの利用、人力又は機械的な除草等
 - （3）生物的防除
 - ・拮抗微生物の利用、捕食性及び寄生性天敵の利用等
- 3 「有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用しないか」とは
 - ・有機農産物の日本農林規格に定める使用禁止資材を使用しないこと。
- 4 「周辺から使用禁止資材が飛散し又は流入しないように必要な措置を講じるか」とは
 - （1）緩衝帯の設置
 - ・近隣の有機 JAS 認証取得者の状況等の参考とする事例がない場合は、原則周辺のほ場から 1 m 確保すること。
 - （2）「水管理」（水稻取組ほ場のみ）
 - ・用排水兼用水路から取水する場合や、棚田などの田越しかんがいの場合は、水口への活性炭や浄化水田の設置等を行うこと。
- 5 「有機栽培由来の種子、苗等を使用しているか」とは
 - ・原則として、「有機農産物の日本農林規格」の有機農産物の生産の方法の基準に適合する種苗を使用すること。ただし、通常の方法より入手が困難な場合や、品種の維持更新に必要な場合には、例外が認められる場合もある。
- 6 「使用する種子、苗等に組換え DNA 技術を使用しないか」とは
 - ・種子・苗や生産資材等、生産過程で使用するものについて、組換え DNA 技術が用いられていないものを利用すること。
- 7 「収穫した農産物に放射線照射を行わないか」とは
 - ・収穫以前の生産過程も含めて、放射線照射を行わないこと。

※「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」、「有機農産物の日本農林規格」、「有機農産物検査認証ハンドブック」等を参考としてください。